

○久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例

平成 22 年 3 月 23 日

条例第 15 号

(設置)

第 1 条 久喜市情報公開条例（平成 22 年久喜市条例第 12 号。以下「公開条例」という。）に基づく情報公開制度並びに個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年久喜市条例第 4 号。以下「法施行条例」という。）及び久喜市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年久喜市条例第 16 号。以下「市議会個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公開条例第 24 条第 2 項の規定により審議会に意見を聴かれた事項について審議し、答申すること。
- (2) 法施行条例第 7 条の規定により諮問された事項について審議し、答申すること。
- (3) 市議会個人情報保護条例第 51 条の規定により諮問された事項について審議し、答申すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。以下同じ。）から審議会に諮問された情報公開制度又は個人情報保護制度の運用に関する重要な事項について審議し、答申すること。
- (5) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項について調査審議し、実施機関に対し建議すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

- 2 委員は、公募による市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見聴取等)

第5条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、実施機関の職員に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成11年久喜市条例第4号）、菖蒲町情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成14年菖蒲町条例第21号）、栗橋町情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成13年栗橋町条例第31号）又は鷲宮町情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成12年鷲宮町条例第27号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成30年3月9日条例第3号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。